政令第百八十五号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第二条第二項中「経済産業政策局に調査統計部を、」を削る。

第三条中第二十号を第二十三号とし、第十九号の次に次の三号を加える。

二十　経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。

二十一　商鉱工業に関する統計調査に関すること。

二十二　経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

第四条第一項第十一号中「こと（」の下に「大臣官房及び」を加え、同項中第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第八条第一号中「雑貨工業品」を「紙、紙製品、パルプ、セロファン、抄繊維製品、皮革、皮革製品、タンニン、にかわ、ゼラチン、履物、かばん、袋物」に改め、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第九条第三号中「こと」の下に「（製造産業局の所掌に属するものを除く。）」を加え、「（重電機器を除く。）」を削り、「福祉用具」の下に「、雑貨工業品」を加え、同条中第十五号を第十七号とし、第五号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　経済産業省の所掌に係る事業のうち生活文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。

六　デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

第十二条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、調査統計審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、調査統計審議官一人」を加え、「十九人」を「二十人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　調査統計審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち統計に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十四条の見出し中「置く課」を「置く課等」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官三人」を加える。

第三十三条を削り、第三十二条を第三十三条とし、第二十一条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十条第一項中「、調査統計部に置くもののほか」を削り、同条第二項を削り、同条を第二十一条とする。

第一章第二節第三款第一目中第十九条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。

二　商鉱工業に関する統計調査に関すること。

三　経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

第三十五条第二項中「三人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第六十六条中「紙業生活文化用品課」を「紙業服飾品課」に改める。

第六十七条及び第六十八条第一号中「第十一号」を「第十号」に改める。

第七十条第一号中「第十一号」を「第十号」に改め、「火工品（」の下に「商務情報政策局及び」を加え、「及び紙業生活文化用品課」を削り、同条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第三号及び第四号中「第八条第十一号」を「第八条第十号」に改める。

第七十一条第一号中「第十一号」を「第十号」に改める。

第七十三条第三号中「第十一号」を「第十号」に、「かわら」を「瓦」に、「紙業生活文化用品課」を「商務情報政策局」に改める。

第七十四条第一号中「第十一号」を「第十号」に、「しゃ断器」を「遮断器」に改め、同条第二号中「第八条第十一号」を「第八条第十号」に改める。

第七十五条、第七十六条第一号、第七十七条第一号及び第七十八条中「第十一号」を「第十号」に改める。

第七十九条を次のように改める。

（紙業服飾品課の所掌事務）

第七十九条　紙業服飾品課は、第八条第一号及び第十号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関する事務をつかさどる。

紙及び紙製品

パルプ及びセロファン

抄繊維製品

皮革、皮革製品、タンニン、にかわ及びゼラチン

履物

かばん及び袋物

第八十条中

「サービス産業課　文化情報関連産業課　商務課　取引信用課　流通政策課　消費経済政策課」

を

「生活文化創造産業課　ヘルスケア産業課　文化情報関連産業課　流通政策課　商取引・消費経済政策課　商取引監督課」

に改める。

第八十四条第一号中「第十二号」を「第十四号」に改める。

第八十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

第八十五条に次の一号を加える。

五　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の施行に関すること。

第八十六条を次のように改める。

（生活文化創造産業課の所掌事務）

第八十六条　生活文化創造産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係るサービス業のうち生活文化の創造に関連するものの発達、改善及び調整に関すること（ヘルスケア産業課及び文化情報関連産業課の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業のうち生活文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。

三　第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

日用金属製品及び日用合成樹脂製品

陶磁器及びほうろう鉄器

ガラス製品（製造産業局の所掌に属する事務に係るものを除く。）

マッチ

コルク及び木竹製品

運動用具、文房具及び楽器

おもちゃ

喫煙具、装身具及び傘

包装材料

その他雑貨工業品（製造産業局の所掌に属する事務に係るものを除く。）

四　デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

五　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関する事務の総括に関すること。

六　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

第八十八条を削る。